

令和7年度 指定障害福祉サービス事業者等・ 指定障害児通所支援事業者等運営指導計画

I 指定障害福祉サービス事業者等に対する指導・監査について

1 基本的な考え方

指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）に対し、障害福祉サービス及び地域相談支援の提供が関係法令等に従い適正に行われることを目的に指導・監査を実施する。

実施に当たっては、「鹿児島県指定障害福祉サービス事業者等指導・監査実施要領」に基づき、地域振興局等と本庁が連携を図りながら、効果的かつ効率的な指導・監査を実施する。

2 指導方針

指定障害福祉サービス事業者等に対し、指定基準等に定める指定障害福祉サービス事業者等の従業者、設備及び運営に関する基準、並びに指定障害福祉サービスに要する費用の算定及び請求等の基準に関する事項を周知徹底させるとともに、その遵守について指導することを主眼として集団指導・運営指導を実施する。

3 監査方針

監査は、指定障害福祉サービス事業者等が行う指定障害福祉サービス等の内容が、2の指定基準等に違反し若しくはその疑いがあると認められる場合、又は指定障害福祉サービス等に要する費用の請求について不正若しくは著しい不当が疑われる場合において、事実関係を的確に把握し、法令に基づく行政上の措置の適切かつ機動的な発動に資するものとする。

4 重点指導事項

運営指導は、指導調書（非常災害対策の非常災害には火災だけではなく水害・土砂災害等の自然災害も含む。）に基づき、関係書類を閲覧し、関係者からの面談方式で行う。

また、国の示す「指定障害福祉サービス事業者等監査指針」のとおり、原則として、指導調書の「主眼事項・着眼点」欄における下線を付した項目（以下「標準確認項目」という。）以外の項目は、特段の事情がない限り確認を行わないものとする。

ただし、実地指導を進める中で不正が見込まれる等、詳細な確認が必要と判断する場合は、「標準確認項目」に限定せず、必要な書類を徴し確認するものとする。

5 運営指導計画

対象数：令和7年4月1日現在

事業種別	対 象 数	実施予定数
居宅介護	154	54
重度訪問介護	137	47
同行援護	48	12
行動援護	14	4
療養介護	3	2
生活介護	157	54
短期入所	126	46
重度障害者等包括支援	－	－
自立訓練(機能訓練)	5	1
自立訓練(生活訓練)	21	7
自立生活援助	5	1
就労移行支援	19	7
就労定着支援	7	1
就労継続支援(A型)	53	27
就労継続支援(B型)	290	112
共同生活援助	162	61
障害者支援施設	58	21
地域移行支援事業所	40	10
地域定着支援事業所	39	13
計	1, 338	480

Ⅱ 指定障害児通所支援事業者等に対する指導・監査について

1 基本的な考え方

指定障害児通所支援事業者又は指定障害児入所施設等（以下「指定障害児通所支援事業者等」という。）に対し、当該指定に係る障害児通所支援又は障害児入所支援（以下「指定通所支援等」という。）の提供が関係法令等に従い適正に行われることを目的に指導・監査を実施する。

実施に当たっては、「鹿児島県指定障害児通所支援事業者指導・監査実施要領」又は「鹿児島県指定障害児入所施設等監査実施要領」に基づき、地域振興局等と本庁が連携を図りながら、効果的かつ効率的な指導・監査を実施する。

2 指導方針

指定障害児通所支援事業者等に対し、指定基準等に定める指定通所支援等事業の従業者、設備及び運営に関する基準、並びに指定通所支援等に要する費用の算定及び請求等の基準に関する事項を周知徹底させるとともに、その遵守について指導することを主眼として集団指導・運営指導等を実施する。

3 監査方針

監査は、指定障害児通所支援事業者等が行う指定通所支援等の内容が、2の指定基準等に違反し若しくはその疑いがあると認められる場合、又は指定通所支援等に要する費用の請求について不正若しくは著しい不当が疑われる場合において、事実関係を的確に把握し、法令に基づく行政上の措置の適切かつ機動的な発動に資するものとする。

4 重点指導事項

運営指導は、指導調書（非常災害対策の非常災害には火災だけではなく水害・土砂災害等の自然災害も含む。）に基づき、関係書類を閲覧し、関係者からの面談方式で行う。

また、国の示す「指定障害児通所支援等事業者等監査指針」のとおり、原則として、指導調書の「主眼事項・着眼点」欄における下線を付した項目（以下「標準確認項目」という。）以外の項目は、特段の事情がない限り確認を行わないものとする。

ただし、実地指導を進める中で不正が見込まれる等、詳細な確認が必要と判断する場合は、「標準確認項目」に限定せず、必要な書類を徴し確認するものとする。

5 運営指導等計画

対象数：令和7年4月1日現在

事業種別	対 象 数	実施予定数
児童発達支援	206	80
医療型児童発達支援	0	0
放課後等デイサービス	298	101
居宅訪問型児童発達支援事業所	8	2
保育所等訪問支援	76	27
福祉型障害児入所施設	8	3
医療型障害児入所施設	2	1
計	598	214